

## 契約結果調書

件名	にじの丘学園エレベーター保守点検業務委託		
契約日	令和 8年 4月 1日		
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで (365日間)		
履行場所	瀬戸市中山町1番地の57		
予定価格	事後公表 1,425,600 円 (見積書比較価格 1,296,000 円)		
契約金額	1,425,600 円 (うち取引に係る消費税等 129,600 円)		
受注者	20009893-1 株式会社日立ビルシステム 中部支社 愛知県名古屋市中区栄3-17-12		
契約の相手方とした理由	エレベーター設置業者以外に保守点検を委託した場合、簡易な作業は可能と思われるが、月々の点検に伴う取替部品（消耗品）の確保が困難であり、機器の故障時等緊急の場合、学校生活を円滑に遂行するために部品の調達等、迅速な対応が必要となるため、他より技術面で精通している設置業者と随意契約を行うもの。		
契約区分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	建物等各種施設管理		
担当課	教育政策課		
契約内容	にじの丘学園に設置されたエレベーターの安全管理のため、保守点検業務を委託するもの。 詳細は、別紙仕様書のとおり。		
備考			

当初受付番号 8-000495

契約番号 8-080379-0

## にじの丘学園 エレベーター保守点検業務委託 仕様書

1. 適用 本仕様書は、瀬戸市立にじの丘学園に設置されたエレベーターの保守点検に関する業務に適用する。
2. 業務目的 本業務はエレベーターについて、専門的な見地から点検又は測定等により、劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講じ、機能を常に良好な運行状態に維持し、事故・故障等の未然防止に資することを目的とする。
3. 業務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 業務場所 瀬戸市立にじの丘学園（瀬戸市中山町1番地の57）
5. 関係法令等 本業務における法定点検は、「建築基準法」及び「昇降機の検査標準（JISA4302）」に定めるところによる。

### 6. 業務内容

#### (1) POG (Parts・Oil・Greaseの略) 契約

「POG (パーツ・オイル・グリース) 契約」により、定期的な保守（機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと）及び定期的な点検（機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと）のみを行う。

受注者は点検及び故障等により、機器・部品等の交換が必要と判明したときは、すみやかに修理計画書（取替・修理内容・見積等）を発注者に提出すること。

#### (2) 遠隔監視（リモートメンテナンス）

受注者の管制センター等が通信回線を利用して、24時間365日エレベーターが運転するたびに、機械室（ブレーキ等）、かご、乗り場等の異常や不具合の有無を常時監視する。また、万一の故障で人が閉じ込められた場合は、インターホン等により当該管制センター員と通話を行い、遠隔操作により安全・迅速に救出を行う。

#### (3) 対象設備

##### ① 機械室レスロープ式乗用エレベーター

機種：UAP-11-C060

定員：11名

速度：60m / 分

停止：3か所

※ 点検回数：1回/3か月

※ 遠隔点検：1回/月

##### ② 機械室レスロープ式乗用エレベーター

機種：UAP-11-C060

定員：11名

速度：60m / 分

停止：2か所

※ 点検回数：1回/3か月

※ 遠隔点検：1回/月

## 7. 受注者の負担の範囲等

- (1) 本業務の「POG契約」に必要な消耗品は、受注者の負担とする。
- (2) リモートメンテナンスを実施する場合について、通信費用は受注者の負担とする。
- (3) その他本業務を実施するために必要な機材類は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 諸法規の改正又は発注者の要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の費用は、発注者の負担とする。
- (5) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替の費用は、発注者の負担とする。
- (6) 地震等の天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧に係る費用は、発注者の負担とする。

## 8. 業務の報告

- (1) 受注者は、委託業務実施報告書として、点検の良否、交換した部品、整備した装置及び測定結果（判断値含む。）等の業務の結果を報告書に記入し、作業終了後にすみやかに発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、各機器等の設備の異常、点検等により正常に動作していないことを発見した場合は、直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。